

日光市移住支援金

東京 23 区に在住又は東京圏から東京 23 区に通勤していた方が、就業・起業・テレワークに伴って日光市に移住した場合に、市から移住支援金を支給します。ただし、予算額に達した時点で申請受付を終了します。

世帯 100 万円

単身 60 万円

世帯要件で 18 歳未満のお子様同伴で移住した場合、お子様一人当たり 100 万円加算となります。
○交付要件や、手続き方法など、詳しくは日光市HPをご覧ください。

ホームページ URL

[日光市移住支援金／日光市公式ホームページ \(nikko.lg.jp\)](http://nikko.lg.jp)



【対象者】 次の(1)(2)いずれも該当する方が対象となります。

(1) ①②すべてに該当

- ① 住民票を移す直前の 10 年のうち、通算 5 年以上
 - ア 東京 23 区に在住していた方
 - イ 東京圏（条件不利地域を除く。）に在住し、東京 23 区に通勤していた方
- ② 住民票を移す直前に連続して 1 年以上
 - ア 東京 23 区に在住していた方
 - イ 東京圏（条件不利地域を除く。）に在住し、東京 23 区に通勤していた方

※ 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23 区内の大学等へ通学し、東京23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も上記（1）、（2）の対象期間とすることができます。

(2) ①～④のいずれかに該当

- ① **就業（一般）** 栃木県のマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業した方
- ② **就業（専門人材）** プロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業した方
- ③ **テレワーク** 自己の意思で移住し、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う方（週 20 時間以上のテレワーク勤務）
- ④ **起業** 栃木県地域課題解決型創業支援補助金交付要領に規定する補助金の交付決定を受けた方

※ **補助金の交付申請日から 3 年未満で転出した場合、1 年以内に支援金の要件を満たす職を辞したときなど、補助金を返還しなければならない場合があります。**

（続く）

【申請・添付書類】

- ☐ 日光市移住支援金交付申請書（様式 1 号）
- ☐ 日光市移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式 2 号）
- ☐ 本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）の写し
- ☐ 日光市へ移住後の世帯全員の住民票（日光市役所市民課で取得）

《移住元に関する要件を満たすことを証する書類》

【東京 23 区又は東京圏（条件不利地域以外）に在住していたことを証する書類】
（以下のいずれか）

- ☐ 戸籍の附票の写し（本籍地のある市区町村市民課等で取得） ☐ 移住前の住民票の除票の写し（移住元の市区町村市民課等で取得）

* 世帯として申請する場合には、世帯全員の移住元の住民票の除票の写し

注意：除票は、本籍、筆頭者欄、続柄が記載しているものを取得ください

【東京 23 区へ通勤していたことを証する書類】

・ 法人経営者として通勤

- ☐ 法人登記簿等（移住元法務局で取得）

・ 個人事業主として通勤（以下のいずれか）

- ☐ 開業届出済証明書（移住元市区町村税務課で取得）

- ☐ 個人事業主等の納税証明書（移住元市区町村税務課で取得）

* 取得困難な場合は事業に伴う契約書や在勤地の不動産に係る賃貸契約書等写し

・ 雇用者として通勤（以下のいずれか）

- ☐ 就業証明書（就労、退職された企業等から取得）

- ☐ 退職証明書（就業、退職された企業等から取得）

・ 雇用保険加入者であったかの確認（以下のいずれか）

- ☐ 雇用保険者証の写し（退職された企業等から取得）

- ☐ 離職票等の写し（退職された企業等から取得）

《就職等に関する要件に該当することを証する書類》（以下該当するもの）

- ☐ 移住先の就職先の就業証明書（様式 3 号）（就職された企業から取得）

- ☐ テレワークに関する就業証明書（様式 4 号）（所属企業等から取得）

- ☐ 地域課題解決型創業支援補助金交付要領に定める補助金交付決定書の通知写し
（栃木県産業振興センターより取得）

《その他》

- ☐ 移住支援金の振込先の預金通帳等の写し（電子データの写しでも可）

（金融機関、支店名、口座種類、口座番号、店番号、名義人名が確認できるもの）

- ☐ その他市長が必要と認める書類

【問合せ先】

日光市地域振興部地域振興課 0288-21-5147